

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	組合解散後の清算人の清算事務処理時の承認
概要	清算人は、清算事務が終わったときは、決算報告書を作成し、市長の承認を得なければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第49条
審査基準	◎次に掲げる要件を満たす必要があります。 ・決算報告書には、次に掲げる事項が記載されていなければなりません。(都市再開発法施行規則第16条) (1) 組合の解散時における財産及び債務の明細 (2) 債権の取立及び債務の弁済の経緯 (3) 残余財産の処分の明細
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html
備考	